毎週火・金曜日発行

秋田県公報

目　次

ページ

告　示

○生活保護法による医療機関の指定（六一六・福祉政策課）……1
○生活保護法による施術者の指定（六一七・福祉政策課）……1
○結核予防法による医療機関の指定（六一八・秋田中央保健所）……2
○特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等（六一九・建設管理課）……2
○都市計画の変更予定及び都市計画の案の縦覧（六二〇、六二一・都市計画課）…3

公　告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（地域活動支援室）……4
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請（地域活動支援室）……4
○特定調達契約に係る落札者の決定（管財課）……4
○物品調達契約に係る一般競争入札の実施（管財課）……5

選挙管理委員会告示

○公職選挙執行規程の一部を改正する規程（九五）……5

告　示

秋田県告示第六百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	開設者氏名又は名称	所在地	診療科名	指定年月日
小川医院	小川康彦	湯沢市田町二丁目一番九号	内科、呼吸器科、循環器科	平成十七年六月一日

秋田県告示第六百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

氏名	住所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
武田金三郎	山本郡山本町森岳字上台百四―七十七	こうふく治療院	山本郡山本町森岳字上台百四―七十七	あん摩マッサージ指圧	平成十七年四月三十日

秋田県告示第六百十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の五第一項の規定に基づき、告示する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

名称	所在地	指定年月日
天王調剤薬局	秋田県潟上市天王字上江川四十七番地千六百十六	平成十七年三月十日

秋田県告示第六百十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の五第一項の規定により、平成十七年度に県が発注する建設工事の請負契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札（以下「特定調達契約に係る一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格の内容、審査の方法等を次のとおり定めたので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　資格審査を行う建設工事の種類

(一) 一般土木工事
(二) 建築一式工事
(三) 吹付工事
(四) 電気工事
(五) 給排水暖冷房衛生設備工事
(六) 鋼構造物工事
(七) ほ装工事
(八) 一般塗装工事
(九) 路面標示工事
(十) 機械器具設置工事
(十一) 電気通信工事
(十二) 造園工事
(十三) さく井工事
(十四) 水道施設工事

二　特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格

(一) 一に掲げる建設工事の種類に応じ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第三条第一項の規定による建設業の許可を受けていること。

(二) 資格審査の申請をする日の直前の審査基準日に係る建設業法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値が、次の表の上欄に掲げる建設工事の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める総合評定値以上であること。

建設工事の種類	総合評定値
一般土木工事	八一〇点
建築一式工事	八二〇点
吹付工事	五八〇点
電気工事	七五〇点
給排水暖冷房衛生設備工事	七六〇点
鋼構造物工事	八〇〇点
ほ装工事	八五〇点
一般塗装工事	六七〇点
路面標示工事	六九〇点
機械器具設置工事	五七〇点
電気通信工事	五六〇点
造園工事	七三〇点
さく井工事	六三〇点
水道施設工事	七〇〇点

三　資格審査の申請方法

(一) 申請に必要な書類

(1) 秋田県一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）

(2) 建設業許可申請書の別表（建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）別記様式第一号の別表）

(3) 工事経歴書（建設業法施行規則別記様式第二号又は別記様式第二号の二）

(4) 申請をする日の直前の審査基準日に係る総合評定値通知書の写し

(二) 申請書類の作成に使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

(三) 申請書用紙の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号　秋田県建設交通部建設管理課企画・建設業班（電話番号〇一八―八六〇―二四二五）

郵送による申請書用紙の交付を希望する者は、A四判用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び重量百五十グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて申し込むこと。

(四) 申請書類の受付期間

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）に規定する県の休日を除き、随時受け付ける。

(五) 申請書類の提出方法

(三)に掲げる場所に持参すること。

(六) その他

資格審査の公正を図るため、(一)に掲げる書類以外の資料等の提出を求めることがある。

四　資格者の決定等

(一) 資格審査の結果、特定調達契約に係る一般競争入札に参加する資格を有する者（以下「資格者」という。）を決定したときは、その旨を申請者に通知するとともに、秋田県一般競争入札参加資格者名簿に登載するものとする。

(二) 平成十七年度秋田県建設業者入札参加資格者名簿に登載されている者で、二(二)の資格を満たしているものは、資格者とみなす。

五　資格の有効期間等

(一) 資格の有効期間

資格者として決定された日から次に掲げる日のいずれか早い日までの期間とする。

(1) 平成十八年三月三十一日

(2) 申請をする日の直前の審査基準日に係る総合評定値通知書における当該審査基準日から一年七月を経過した日

(二) 有効期間の延長

平成十八年三月三十一日前に資格の有効期間が満了する者で、再度資格審査を受け、資格者の決定がなされたものについては、同日まで資格の有効期間を延長することができる。

六　資格者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、決定を取り消し、その旨を通知する。

(一) 虚偽の申請又は不正な方法により資格審査を受けたとき。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四に該当すると認められるとき。

七　申請事項の変更届

資格者は、申請書等の記載事項に変更が生じたときは、速やかに別に定める変更届を提出すること。

秋田県告示第六百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画の種類

公園

二　都市計画の案の名称

秋田都市計画公園の変更（七・六・一号新屋海浜公園及び七・六・二号勝平山公園）

三　都市計画を変更する土地の区域

(一) 七・六・一号新屋海浜公園

変更する部分　秋田市新屋町字新町後、字清水出脇及び字関町後の一部

(二) 七・六・二号勝平山公園

変更する部分　秋田市新屋町字砂奴寄及び字天秤野の一部

四　都市計画の案の縦覧場所

(一) 秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課

(二) 秋田市山王四丁目一番二号　秋田地域振興局建設部都市計画課

(三) 秋田市山王一丁目一番一号　秋田市都市整備部都市計画課

五　都市計画の案の縦覧期間　平成十七年七月五日（火）から同月十九日（火）まで

秋田県告示第六百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　都市計画の種類
　道路
二　都市計画の案の名称
　秋田都市計画道路の変更（三・二・三号浜田八橋線）
三　都市計画を変更する土地の区域
　変更する部分　秋田市川尻町字大川反、新屋町字砂奴寄、字天秤野、字下川原、字割山、字三ッ小屋、字新町後、字清水出脇、字関町後及び字北愛宕町、浜田字後谷地、字家後、字石山、字出小屋、字自在山、字滝ノ元、字滝ノ宮、字滝ノ下、字滝ノ原、字藍ノ原、字陳ケ原及び字境川、新屋南浜町、新屋北浜町の一部
四　都市計画の案の縦覧場所
　㈠　秋田市山王四丁目一番一号　建設交通部都市計画課
　㈡　秋田市山王四丁目一番二号　秋田地域振興局建設部都市計画課
　㈢　秋田市山王一丁目一番一号　秋田市都市整備部都市計画課
五　都市計画の案の縦覧期間　平成十七年七月五日（火）から同月十九日（火）まで

公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　申請のあった年月日
　平成十七年六月二十日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人早麻ライフサポートセンター
三　代表者の氏名
　湯　瀬　早百合
四　主たる事務所の所在地
　大館市古川町七番地
五　定款に記載された目的
　この法人は、秋田県内及び青森県南部に住む老若男女に対して、日常生活の補助と結婚相談に関する事業を行い、高齢者や障害者を含む男女も安心して暮らせる環境を作り、多忙な生活から与えられるストレスを多少なりとも減らす事で児童に対する虐待に繋がらないよう補助し、明るく住み良い社会を築くために、生活と暮らしの改善と秋田県内及び日本の少子化防止対策に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、特定非営利活動法人から次のとおり定款変更の認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　申請のあった年月日
　平成十七年六月二十一日
二　申請に係る特定非営利活動法人の名称
　特定非営利活動法人秋田土壌浄化コンソーシアム
三　代表者の氏名
　吉　村　　昇
四　主たる事務所の所在地
　秋田市手形学園町一番一号　国立大学法人秋田大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー内
五　定款に記載された目的
　この法人は、秋田県内において土壌や水の浄化及び資源リサイクルなどの環境における技術（以下「環境技術」という）に関する問題（以下「環境問題」という）を抱えた人たちに対して、それらの環境問題の解決を図り、自然環境の浄化と資源循環型社会の形成に寄与することを目的とする。その目的を実現するために県内の大学が中心となって産学官が連携し、環境技術に関する研究開発事業、研究開発成果を活かした企業支援及び技術移転事業、環境技術に関する相談・指導及び教育・啓蒙事業を行う。
　以上の地域活動を通じて得られた環境技術は、同様の環境問題を抱える地球上のあらゆる地域に発信して、国際協力の活動をすることを目指す。
六　定款の内容変更
　役員の定数

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条の規定に基づき、公示する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　落札に係る物品の名称及び数量

空港用化学消防車　一台

二　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

出納局管財課　秋田市山王四丁目一番一号

三　落札者を決定した日

平成十七年六月六日

四　落札者の名称及び住所

第一実業株式会社　東京都千代田区二番町十一―十九

五　落札金額

九千八百四十五万八千五百円

六　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七　一般競争入札の公告を行った日

平成十七年四月二十二日

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十七年七月五日

秋田県知事　寺　田　典　城

一　入札に付する事項

㈠　購入物品名及び数量

小型貨物自動車　五台

㈡　購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

㈢　納入期限

平成十七年八月三十一日（水）

㈣　納入場所

県が指定する場所

二　入札に参加する者に必要な資格

㈠　地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

㈡　秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

㈢　当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三　契約条項を示す場所等

㈠　契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇―八五七〇　秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課（電話番号〇一八―八六〇―二七三八）

㈡　入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十七年七月五日（火）から同月十四日（木）までの期間、随時交付する。

四　入札執行の日時及び場所

平成十七年七月二十二日（金）午後一時三十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五　入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第百六十条から第百六十三条までに規定するところによる。

六　その他

㈠　入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

㈡　入札の無効

規則第百六十六条に規定するところによる。

㈢　落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

㈣　提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

㈤　その他

詳細は、入札説明書による。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十五号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十七年七月五日

秋田県選挙管理委員会委員長　田　中　伸　一

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）の一部を、次のように改正する。

別表第一中

「秋田組合総合病院	秋田市飯島字西袋二百七十三番地一」を
「秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目一番一号」に
「医療法人社団荘和会菅原病院	本荘市石脇字田尻三十三番地」を
「医療法人社団荘和会菅原病院	由利本荘市石脇字田尻三十三番地」に
「医療法人荘和会老人保健施設しょうわ	本荘市石脇字田尻三十三番地」を
「医療法人荘和会老人保健施設しょうわ	由利本荘市石脇字田尻三十三番地」に
「由利組合総合病院	本荘市川口字家後三十八番地」を
「由利組合総合病院	由利本荘市川口字家後三十八番地」に
「本荘由利医師会病院	本荘市出戸町字堤脇三十番地」を
「本荘由利医師会病院	由利本荘市水林四百五十六番地四」に
「佐藤病院	本荘市出戸町字小人町百十七番地の三」を
「佐藤病院	由利本荘市小人町百十七番地三」に
「内藤病院	本荘市中堅町一番地」を
「内藤病院	由利本荘市中堅町一番地」に
「医療法人青嵐会本荘第一病院	本荘市出戸町字岩渕下百十番地」を
「医療法人青嵐会本荘第一病院	由利本荘市岩渕下百十番地」に
「社会福祉法人本荘久寿会老人保健施設ひまわりの里	本荘市三川字小山口二十番地」を
「社会福祉法人本荘久寿会老人保健施設ひまわりの里	由利本荘市浜三川字小山口二十番地」に
「仙北組合総合病院	大曲市通町一番三十号」を
「仙北組合総合病院	大仙市大曲通町一番三十号」に
「医療法人明和会大曲中通病院	大曲市上栄町四番三号」を

医療法人明和会大曲中通病院	大仙市大曲上栄町四番三号
市立大曲病院	大曲市飯田町字堰東二百十番地
市立大曲病院	大仙市飯田字堰東二百十番地
花園病院	大曲市あけぼの町九番地の二十六
花園病院	大仙市大曲あけぼの町九番二十六号
老人保健施設なごみのさと	大曲市船場町一丁目一番四号
老人保健施設なごみのさと	大仙市大曲船場町一丁目一番四号
北秋中央病院	北秋田郡鷹巣町花園町十番五号
北秋中央病院	北秋田市花園町十番五号
医療法人社団徳芳会神経精神科鷹巣病院	北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十二番地
医療法人社団徳芳会神経精神科鷹巣病院	北秋田市綴子字釜堤脇十二番地
ケアタウンたかのす老人保健施設	北秋田郡鷹巣町脇神字南陣場岱十番地

に　を　に　を　に　を　に　を　に　を　に　を

ケアタウンたかのす老人保健施設	北秋田市脇神字南陣場岱十番地
町立扇田病院	北秋田郡比内町扇田字本道端七番地の一
大館市立扇田病院	大館市比内町扇田字本道端七番地一
公立米内沢総合病院	北秋田郡森吉町米内沢字林の腰三番地
公立米内沢総合病院	北秋田市米内沢字林の腰三番地
社会福祉法人交楽会老人保健施設もりよし荘	北秋田郡森吉町米内沢字七曲二十五番地
社会福祉法人交楽会老人保健施設もりよし荘	北秋田市米内沢字七曲二十五番地
阿仁町立病院	北秋田郡阿仁町銀山字下新町百二十八番地
北秋田市立阿仁病院	北秋田市阿仁銀山字下新町百二十八番地
杉山病院	南秋田郡昭和町大久保字北野出戸道脇四十一番地
杉山病院	潟上市昭和大久保字北野出戸道脇四十一番地
医療法人正和会老人保健施設ほのぼの苑	南秋田郡昭和町大久保字街道下九十二番地一

に　を　に　を　に　を　に　を　に　を　に　を

「医療法人正和会老人保健施設ほのぼの苑」に
「潟上市昭和大久保字街道下九十二番地一」を

「藤原記念病院」を
「南秋田郡天王町天王字上江川四十七番地」に

「藤原記念病院」に
「潟上市天王字上江川四十七番地」を

「社会福祉法人敬仁会老人保健施設くらかけの里」を
「南秋田郡天王町天王字鶴沼台四十三番地の二百三十一」に

「社会福祉法人敬仁会老人保健施設くらかけの里」に
「潟上市天王字鶴沼台四十三番地二百三十一」を

「独立行政法人国立病院機構あきた病院」を
「由利郡岩城町内道川字井戸の沢八十四番地の四十」に

「独立行政法人国立病院機構あきた病院」に
「由利本荘市岩城内道川字井戸の沢八十四番地四十」を

「社会福祉法人久盛会老人保健施設あまさぎ園」を
「由利郡岩城町富田字根本九番地の三」に

「社会福祉法人久盛会老人保健施設あまさぎ園」に
「由利本荘市岩城富田字根本九番地三」を

「医療法人青嵐会老人保健施設グランドファミリー西目」を
「由利郡西目町沼田字新道下二番六」に

「医療法人青嵐会老人保健施設グランドファミリー西目」に
「由利本荘市西目町沼田字新道下二番地六」を

「仙北西部老人保健施設幸寿園」を
「仙北郡西仙北町強首上野台十二番地の十五」に

「介護老人保健施設幸寿園」に
「大仙市強首字上野台十二番地十五」を

「老人保健施設杏授苑」を
「仙北郡六郷町野中字下明子二百十四番地」に

「老人保健施設杏授苑」に
「仙北郡美郷町野中字下明子二百十四番地」を

「老人保健施設中仙町立八乙女荘」を
「仙北郡中仙町北長野字野口前二十三番地」に

「介護老人保健施設八乙女荘」に
「大仙市長野字野口前二十三番地」を

「医療法人慧眞会協和病院」を
「仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十七番地の一」に

「医療法人慧眞会協和病院」に
「大仙市協和上淀川字五百刈田二百七十七番地一」を

「秋田県立リハビリテーション・精神医療センター」を
「仙北郡協和町上淀川字五百刈田三百五十二番地」に

「秋田県立リハビリテーション・精神医療センター」に
「大仙市協和上淀川字五百刈田三百五十二番地」を

「老人保健施設サングレイス」を「仙北郡協和町上淀川字五百刈田二百七十八番地の五」に
「老人保健施設サングレイス」を「大仙市協和上淀川字五百刈田二百七十八番地五」に
「湯雄医師会病院」を「雄勝郡雄勝町秋ノ宮字根木百三番地の一」に
「湯雄医師会病院」を「湯沢市秋ノ宮字根木百三番地一」に
「介護老人保健施設ゆーとぴあ神室」を「雄勝郡雄勝町小野字東堺七十六番地」に
「介護老人保健施設ゆーとぴあ神室」を「湯沢市小野字東堺七十六番地」に
改める。
別表第二中
「特別養護老人ホーム高清水寿光園」を「秋田市寺内字焼山百二十五番地の二」に
「特別養護老人ホーム高清水寿光園」を「秋田市寺内後城六番四十一号」に
「本荘由利広域市町村圏組合立養護老人ホーム寿荘」を「本荘市石脇字田尻三十番地」に
「本荘由利広域市町村圏組合立養護老人ホーム寿荘」を「由利本荘市水林四百五十七番地四」に

「特別養護老人ホーム萬生苑」を「本荘市出戸町字水林二百八十四番地」に
「特別養護老人ホーム萬生苑」を「由利本荘市水林二百八十四番地」に
「特別養護老人ホーム欣寿園」を「大曲市飯田字堰東百七十六番地」に
「特別養護老人ホーム欣寿園」を「大仙市飯田字堰東百七十六番地」に
「特別養護老人ホームサン・サルビア」を「大曲市角間川町百十番地」に
「特別養護老人ホームサン・サルビア」を「大仙市角間川町百十番地」に
「特別養護老人ホーム青山荘」を「北秋田郡鷹巣町綴子字釜堤脇十番地」に
「特別養護老人ホーム青山荘」を「北秋田市綴子字釜堤脇十番地」に
「社会福祉法人比内ふくし会特別養護老人ホーム扇寿苑」を「北秋田郡比内町扇田字中山川原五十六番地の七」に
「社会福祉法人比内ふくし会特別養護老人ホーム扇寿苑」を「大館市比内町扇田字中山川原五十六番地七」に
「社会福祉法人芳徳会特別養護老人ホーム森泉荘」を「北秋田郡森吉町阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地」に

「社会福祉法人芳徳会特別養護老人ホーム森泉荘」に、北秋田市阿仁前田字下前田家ノ下モ二十八番地

「阿仁町養護老人ホームもろび荘」を、北秋田郡阿仁町幸屋渡字前野七番地三

「北秋田市阿仁養護老人ホームもろび荘」に、北秋田市阿仁幸屋渡字前野七番地三

「特別養護老人ホーム山水荘」を、北秋田郡阿仁町水無字宮後四番地

「特別養護老人ホーム山水荘」に、北秋田市阿仁水無字宮後四番地

「特別養護老人ホーム長慶荘」を、北秋田郡田代町岩瀬字羽貫谷地中島二十一番地の九十

「特別養護老人ホーム長慶荘」に、大館市岩瀬字羽貫谷地中島二十一番地九十

「鷹巣阿仁広域市町村圏組合立軽費老人ホーム（A型）大野台エコーハイツ」を、北秋田郡合川町木戸石字才ノ神沢三十五番地の一

「鷹巣阿仁広域市町村圏組合立軽費老人ホーム（A型）大野台エコーハイツ」に、北秋田市木戸石字才ノ神沢三十五番地一

「社会福祉法人秋田県民生協会特別養護老人ホーム永楽苑」を、北秋田郡合川町上杉字金沢百六十二番地の一

「社会福祉法人秋田県民生協会特別養護老人ホーム永楽苑」に、北秋田市上杉字金沢百六十二番地一

「特別養護老人ホーム昭寿苑」を、南秋田郡昭和町大久保字北野海老漉沼端七十四番地の三

「特別養護老人ホーム昭寿苑」に、潟上市昭和大久保字北野海老漉沼端七十四番地三

「社会福祉法人敬仁会特別養護老人ホーム松恵苑」を、南秋田郡天王町天王字鶴沼台四十三番地二百二十六

「社会福祉法人敬仁会特別養護老人ホーム松恵苑」に、潟上市天王字鶴沼台四十三番地二百二十六

「社会福祉法人ふたあら会特別養護老人ホームわかば園」を、南秋田郡飯田川町下虹川字上谷地百六十八番地一

「社会福祉法人ふたあら会特別養護老人ホームわかば園」に、潟上市飯田川下虹川字上谷地百六十八番地一

「社会福祉法人若美さくら会特別養護老人ホーム和幸苑」を、南秋田郡若美町角間崎字岡見沢八十六番地十二

「社会福祉法人若美さくら会特別養護老人ホーム和幸苑」に、男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十二

「社会福祉法人若美さくら会ケアハウス和幸苑」を「南秋田郡若美町角間崎字岡見沢八十六番地十二」に

「社会福祉法人若美さくら会ケアハウス和幸苑」に「男鹿市角間崎字岡見沢八十六番地十二」を

「特別養護老人ホーム河辺荘」を「河辺郡河辺町大張野字水口沢二百十六番地」に

「特別養護老人ホーム河辺荘」に「秋田市河辺大張野字水口沢二百十六番地」を

「雄和町特別養護老人ホーム花の家」を「河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地」に

「特別養護老人ホーム花の家」に「秋田市雄和石田字苗代沢十八番地」を

「ケアハウス花の家」を「河辺郡雄和町石田字苗代沢十八番地」に

「ケアハウス花の家」に「秋田市雄和石田字苗代沢十八番地」を

「特別養護老人ホームふるさと矢島」を「由利郡矢島町城内字八森下四百八十一番地一」に

「特別養護老人ホームふるさと矢島」に「由利本荘市矢島町城内字八森下四百八十一番地一」を

「本荘由利広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム広洋苑」を「由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十六番地の一」に

「本荘由利広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム広洋苑」に「由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢二十六番地一」を

「本荘由利広域市町村圏組合立軽費老人ホーム幸風荘」を「由利郡岩城町内道川字井戸ノ沢二十六番地の一」に

「本荘由利広域市町村圏組合立軽費老人ホーム幸風荘」に「由利本荘市岩城内道川字井戸ノ沢二十六番地一」を

「由利町特別養護老人ホーム白百合苑」を「由利郡由利町前郷字前郷七十九番地十七」に

「由利本荘市特別養護老人ホーム白百合苑」に「由利本荘市前郷字家岸七十九番地十七」を

「特別養護老人ホームひまわり」を「由利郡西目町海土剥字御月森一番地」に

「特別養護老人ホームひまわり」に「由利本荘市西目町海土剥字御月森一番地」を

「ケアハウスひまわり」を「由利郡西目町海土剥字御月森一番地」に

「ケアハウスひまわり」に「由利本荘市西目町海土剥字御月森一番地」を

「東由利町特別養護老人ホーム東光苑」を「由利郡東由利町蔵字蔵八十三番地」に

「由利本荘市特別養護老人ホーム東光苑」に「由利本荘市東由利蔵字蔵八十三番地」を

「鳥海町特別養護老人ホーム鳥寿苑」を「由利郡鳥海町伏見字久保七十七番地」に
「由利本荘市特別養護老人ホーム鳥寿苑」を「由利本荘市鳥海町伏見字久保七十七番地」に
「特別養護老人ホームおうち」を「由利郡大内町岩谷町字ハケノ下八十番地二」に
「特別養護老人ホームおうち」を「由利本荘市岩谷町字ハケノ下八十番地二」に
「ケアハウスみらい」を「由利郡大内町岩谷町字ハケノ下八十番地二」に
「ケアハウスみらい」を「由利本荘市岩谷町字ハケノ下八十番地二」に
「特別養護老人ホーム愛幸園」を「仙北郡神岡町神宮寺字本郷道南七十八番地」に
「特別養護老人ホーム愛幸園」を「大仙市神宮寺字本郷道南七十八番地」に
「特別養護老人ホームロートピア緑泉」を「仙北郡六郷町六郷字作山百八十七番地」に
「特別養護老人ホームロートピア緑泉」を「仙北郡美郷町六郷字作山百八十七番地」に
「中仙町立特別養護老人ホーム桜寿苑」を「仙北郡中仙町北長野字野口前四十七番地」に
「特別養護老人ホーム桜寿苑」を「大仙市北長野字野口前四十七番地」に

「協和町特別養護老人ホーム峰山荘」を「仙北郡協和町峰吉川字半仙二十九番地の九十」に
「特別養護老人ホーム峰山荘」を「大仙市協和峰吉川字半仙二十九番地九十」に
「仙北東部特別養護老人ホーム真昼荘」を「仙北郡千畑町本堂城回字若林百十九番地」に
「特別養護老人ホーム真昼荘」を「仙北郡美郷町本堂城回字若林百十九番地」に
「仙北西部特別養護老人ホーム福寿園」を「仙北郡南外村字湯神台十番地」に
「特別養護老人ホーム福寿園」を「大仙市南外字湯神台十番地」に
「仙北東部特別養護老人ホーム真森苑」を「仙北郡仙北町板見内字一ツ森四百十番地」に
「特別養護老人ホーム真森苑」を「大仙市板見内字一ツ森四百十番地」に
「仙北東部特別養護老人ホーム真木苑」を「仙北郡太田町横沢字窪関南五百三十五番地一」に
「特別養護老人ホーム真木苑」を「大仙市太田町横沢字窪関南五百三十五番地一」に
「特別養護老人ホームロートピア仙南」を「仙北郡仙南村金沢西根字上糖渕三番地二」に

「特別養護老人ホームロートピア仙南　仙北郡美郷町金沢西根字上糖渕三番地二」を

「湯沢雄勝広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム健寿苑　雄勝郡稲川町八面字寺下谷地七十五番地の四」を

「湯沢雄勝広域市町村圏組合立特別養護老人ホーム健寿苑　湯沢市駒形町字八面字寺下谷地七十五番地四」に

「特別養護老人ホーム平成園　雄勝郡雄勝町小野字大沢田二百二十一番地」を

「特別養護老人ホーム平成園　湯沢市小野字大沢田二百二十一番地」に

「湯沢雄勝広域市町村圏組合立特別養護老人ホームシャイントピアみなせ　雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地」を

「湯沢雄勝広域市町村圏組合立特別養護老人ホームシャイントピアみなせ　湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一」に

「皆瀬村軽費老人ホームケアハウス　雄勝郡皆瀬村川向字小野百八十八番地」を

「皆瀬村軽費老人ホームケアハウス　湯沢市皆瀬字小野百八十八番地一」に

改める。

別表第三中

「身体障害者療護施設雄高園　河辺郡雄和町戸賀沢字金山沢八十九番地の二十九」を

「身体障害者療護施設雄高園　秋田市雄和戸賀沢字金山沢八十九番地二十九」に

「重度身体障害者授産施設大野台グリーンハウス　北秋田郡合川町上杉字金沢四百六十九番地」を

「重度身体障害者授産施設大野台グリーンハウス　北秋田市上杉字金沢四百六十九番地」に

「身体障害者療護施設愛光園　雄勝郡雄勝町寺沢字段ノ上四番地の五」を

「身体障害者療護施設愛光園　湯沢市寺沢字段ノ上四番地五」に

「身体障害者療護施設柏の郷　仙北郡西仙北町強首上野台二十三番地十八」を

「身体障害者療護施設柏の郷　大仙市強首字上野台二十三番地十八」に

「ひばりが丘ホーム　北秋田郡合川町上杉字金沢百二十一番百六号」を

「ひばりが丘ホーム　北秋田市上杉字金沢百二十一番地百六」に

改める。

別表第四中

玉葉荘	河辺郡雄和町向野字吹欠下二十八番地

を

「

玉葉荘	秋田市雄和向野字吹欠下二十八番地

」に

改める。

附　則

この規程は、公布の日から施行する。

発行者　秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金　一月三千六百七十五円（税込）

印刷所　秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社　松原印刷社
電話(862)八七六六　FAX(863)〇〇〇五
E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp

印刷者　秋田市山王七丁目五番二十九号
松原　繁雄

R100 古紙配合率100%